

医政発 1124 第 7 号
薬生発 1124 第 12 号
令和 2 年 11 月 24 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

令和 2 年医師、歯科医師及び薬剤師の届出について（通知）

標記届出については、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 6 条第 3 項、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 6 条第 3 項及び薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 9 条の規定により、昭和 57 年以降は 2 年ごとの年の 12 月 31 日現在における氏名、住所その他の事項について届出を行うことが義務付けられており、届出により得られる行政記録情報を利用して公的統計である「医師・歯科医師・薬剤師統計」の集計・公表を下記のとおり行いますので、これらの届出について御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、指定都市、中核市、保健所を設置する市（指定都市及び中核市を除く。）及び特別区の市区町に対する連絡につきましても、貴職からよろしくお願いいたします。

記

1 統計の目的

この統計は、医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2 届出の時点

令和2年12月31日現在

3 集計の対象

日本国内に住所があって、医師法第6条第3項により届け出た医師、歯科医師法第6条第3項により届け出た歯科医師及び薬剤師法第9条により届け出た薬剤師の各届出票の内容を集計する。

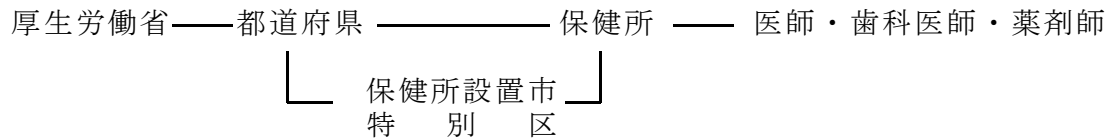
4 集計事項

- | | |
|------------|---|
| (1)住所 | (7)就業形態 |
| (2)性別 | (8)主たる業務内容（薬剤師を除く） |
| (3)生年月日 | (9)休業の取得 |
| (4)登録年月日 | (10)従事する診療科名（薬剤師を除く） |
| (5)業務の種別 | (11)取得している広告可能な医師・歯科医師の
専門性に関する資格名（薬剤師を除く） |
| (6)従事先の所在地 | (12)分娩の取扱いの有無（医師のみ） 等 |

5 届出の経路等

(1)届出義務者である医師、歯科医師及び薬剤師が、保健所、都道府県等を経由して厚生労働大臣に提出する。

(2)届出経路



6 届出票の提出期限

(1)保健所長は、医師、歯科医師及び薬剤師から提出された届出票を内容確認の上取りまとめ、令和3年1月31日までに都道府県知事に提出する。

ただし、保健所を設置する市及び特別区の保健所長にあつては、その市長又は区長に同年1月25日までに提出し、市長又は区長は同年1月31日までに都道府県知事に提出する。

(2)都道府県知事は、保健所長、市長又は区長から提出された届出票を内容確認の上取りまとめ、令和3年2月28日までに厚生労働大臣に提出する。

7 集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）が行い、結果は「医師・歯科医師・薬剤師統計（概況）」及び「医師・歯科医師・薬剤師統計（報告書）」として、速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/>）及び政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する。

8 届出票の同意欄について

各都道府県は、医師、薬剤師の確保対策の検討及び歯科医師の適正配置の検討等に活用するため、届出票中(16)の同意欄（歯科医師票及び薬剤師届出票は(14)）に○が記載されていない届出票については、当該届出票を複写の上利用可能とする。